

## 紹介手数料に関する事項

|      |                                   |
|------|-----------------------------------|
| 事業所名 | プライマル株式会社                         |
| 所在地  | 東京都港区六本木 3-1-1<br>六本木ティーキューブ 15 階 |
| 許可番号 | 13-ユ-303534                       |
| 制定日  | 2008 年 10 月 01 日                  |

当社（以下「当事業所」という。）は、職業安定法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、以下のとおり手数料を徴収します。

### 1. 手数料の徴収方法

当事業所は、職業安定法第 32 条の 3 第 1 項第 1 号に定める上限制手数料を採用しています。

### 2. 求人受付手数料

有料職業紹介事業者は、求人の申込みを受理したときは、求人者から、1 件につき 710 円（免税事業者にあつては 660 円）を限度として手数料を徴収することができることとされていますが、当事業所はこれを徴収しません。

※ 徴収する場合は、上記の限度額の範囲内で徴収します。

### 3. 紹介手数料

当事業所が職業紹介を行った求人者から、次の額を限度として紹介手数料を徴収します。

- ・ 求職者が雇用された日から 6 か月以内に支払われた賃金額の 11.0%（免税事業者にあつては 10.3%）に相当する額（いずれも消費税相当額を含む。）

#### 【算定例】

- ・ 月額賃金 30 万円の求職者を紹介し、6 か月勤務した場合
- ・  $30 \text{ 万円} \times 6 \text{ か月} \times 11.0\% = 198,000 \text{ 円}$ （消費税込）

### 4. 求職受付手数料

当事業所は、求職者から手数料を徴収しません。

（ただし、職業安定法第 32 条の 3 第 2 項に定める家政婦、配せん人、調理士、モデル及び

芸能家として就職した求職者に該当する場合を除く。)

## **5. 手数料の請求時期及び支払方法**

1. 請求時期：求職者が求人者に雇用された日以降、当事業所が請求書を発行した日
2. 支払方法：請求書記載の支払期限までに、当事業所指定の銀行口座へお振込みください。
3. 振込手数料は求人者の負担とします。

## **6. 免税事業者の区分**

当事業所は、消費税法上の【課税事業者】に該当します。

## **7. 改定について**

本手数料は、必要に応じて改定することがあります。改定する場合は、改定日及び改定後の内容を本書面において速やかに公表します。

以上